

草津市景観審議会 議事概要

1 会議の日時 平成27年7月17日(金) 15時00分～17時04分

2 会議の場所 草津市役所2階特大会議室

3 会議に付した事項

- (1) 職務代理者の指名について
- (2) 太陽光発電設備等の設置に係る基準について

4 出席委員数 15名中13名

5 主な発言および質疑

※議事(1)職務代理者の指名については指名予定であった森川委員が遅れての到着だったため議事(2)の後に取り上げられた

- (1) 職務代理者の指名について
→ 会長より森川委員を指名

(2) 太陽光発電設備等の設置に係る基準について

【意見】建築物の付帯設備として設置する太陽光パネルを工作物と表現するのは違和感がある。
→ 建築課と相談のうえ、整理する。

【意見】目隠しに使うルーバーにも基準が必要ではないか。ルーバー自体に、建物となじむものということで、基準の中に指導しやすいような文言を入れておくのが良い。
→ルーバー自体の配慮については、個別に基準を設定していないが、周辺景観との調和を原則として指導は行っていく。

【意見】届出対象行為の規模について、地上設置の平面型で1,000㎡とした理由と、その対象規模で有効な指導が行えるのか。
→自然エネルギーの活用と一定の景観配慮というバランスのなかで、基準を設定している他の自治体を参考にしている。概ね1,000㎡以上を対象としているところが多いこと、国定公園内での自然公園法の手続きの対象を1,000㎡としていることから、重点区域以外の区域においては1,000㎡とした。

【質問】自然公園法の面積基準は水平投影面積をとるが、今回太陽光発電設備等はモジュールの面積をとるのは考えがあつてのことか。
→支柱設置型は可動式のものもあり、水平投影面積が変動するため、モジュールの面積とし

ている。

【意見】 景観と環境の兼ね合いでいうと、太陽光パネルを設置するにしても、無骨なものでなく設置者やデザイナーがデザインについて配慮すべき。

【意見】 公共空間から望見しにくい形での設置とあるが、太陽光発電設備等を設置する建築物の高さや全面の道路幅員など様々な状況が想定されるので、全て基準に定めるのではなく、指導の中で柔軟に対応するのがよいのではないか。

【質問】 設置から一定期間経過し、管理されず放置された太陽光発電設備等への対応はどう考えるのか。

→空き家対策法に見られるように、空き家対策を行政の課題として捉え、一定の指導ができるように法律も変わってきている。どこまで規制できるか、というところはあるが、太陽光発電設備等を含む放置された工作物が課題となれば、空き家対策と同様、今後そのような流れになっていくのではないかと考える。

【意見】 支柱設置型は従来の線的な工作物に加えてパネルの面的な部分もあるので、パネルについての基準を設けるべきではないか。

→全てのパネル共通で、低反射、低明度という基準を設けており、特段支柱型のみ基準の設定はしていない。

【意見】 低反射という抽象的な基準ではなく、具体的に反射率を基準化してみてもどうか。

→パネルのメーカーが必ずしも製品の反射率を公開しているわけではなく、また反射率を基準化すると特定のメーカーの製品を一方向的に締め出してしまいう形になるので、課題が多く取り入れることは考えていない。

【意見】 景観形成基準について、類似の工作物の基準を準ずるのはわかるが、順番に読み進めていけるような規定にできないか。

→市民、事業者の皆様が呼んでわかりやすくするのが原則なので、基準を再度整理する。